

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収の手引き

市民税・県民税・森林環境税特別徴収につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本年度、特別徴収義務者として貴事業所を指定いたしました。

つきましては、この「市民税・県民税・森林環境税特別徴収の手引き」をご参照のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【注意事項】

・退職や転勤をされた受給者（納税義務者）について「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を未提出の場合は、その受給者（納税義務者）に係る特別徴収義務が継続したままとなりますので、**至急ご提出くださいますようお願いいたします。**

・課税内容に関する質問等がある場合には、**受給者（納税義務者）**が市民税課へお問い合わせください。（電話番号は通知書に記載）

・決定通知書の再発行はいたしかねます。紛失・破損等しないよう注意してください。

【税額の決定通知書についてのお知らせ】

eLTAXによる給与支払報告書の提出時に「希望する受取方法」を「電子データ」と選択された場合は、当初発送分・変更通知書共に書面では送付しておりません。

受取方法の変更をご希望の際は、「特別徴収税額通知書の受取方法等変更届出書」をご提出ください。様式は市川市ホームページからダウンロードをお願いします。

電子データの確認方法等につきましては、下記ホームページをご確認ください。

eLTAX地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

【申請書ダウンロード手順】

同封の申請書及び特別徴収事務に係る書類につきましては、市川市ホームページ(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/5215.html>)上から印刷することができます。

市川市市民税課 書類

検索



目次

| | |
|---|----------|
| 特別徴収に関するよくある質問集 (FAQ) | 表紙の裏 |
| ◇ 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収と納入 | 1頁(ページ) |
| ◇ 納入書の取り扱いと記入事項 | 2頁(ページ) |
| ◇ OCR納入書の記入例 | 3頁(ページ) |
| ◇ 納税義務者の転勤・退職に伴う手続き | 4頁(ページ) |
| ◇ 普通徴収から特別徴収への切替手続き | 5頁(ページ) |
| ◇ 所在地・名称変更に伴う手続き | 5頁(ページ) |
| ◇ 納期の特例について | 6頁(ページ) |
| ◇ 特別徴収推進について | 6頁(ページ) |
| ◇ 退職手当等に対する市民税・県民税の手続き | 7頁(ページ) |
| ◇ 給与所得者異動届出書の記入例 (特別徴収継続、一括徴収、退職などで普通徴収へ切替、住所誤報) | 8頁(ページ) |
| ◇ 特別徴収切替届出(依頼)書の記入例 | 12頁(ページ) |
| 提出用書類 | |
| ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 | |
| ・ 特別徴収切替届出(依頼)書 | |
| ・ 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 | |
| ・ 市民税・県民税・森林環境税納入書 | |
| ・ 給与所得者異動届出書(2枚) | |

特別徴収事務についての連絡先

市川市役所

住所 〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

代表番号 047 (334) 1111
(土・日・休祝日・年末年始を除く8時45分～17時15分)

課税内容、異動届出書などの提出 …………… 市民税課
納入について …………… 税制課
督促状について …………… 納税・債権管理課

※お問い合わせの際は、特別徴収税額の決定(変更)通知書に記載された**指定番号**をお知らせください。

この特別徴収の手引きは、年度が終わるまで保管してください。

特別徴収に関するよくある質問集(FAQ)

① 通知書に既に退職した従業員の名前が載っていた

「給与所得者異動届出書」の提出が必要になります。4頁の「納税義務者の転勤・退職に伴う手続き」を参照ください。

② 特別徴収税額の変更通知書が届いた

当初に送付した、特別徴収税額の決定通知書に変更が生じた場合にお送りしております。納税義務者用を従業員に渡していただくとともに、当市に納入する税額に変更が生じておりますので、納入書払いをご利用の場合は、納入書の金額を訂正してお使いください。納入書の訂正方法は3頁の「OCR納入書の記入例(納入金額の訂正が必要な場合)」を参照ください。

③ 普通徴収を希望したのに特別徴収の通知が届いた

給与支払報告書提出時、普通徴収切替理由の符号が摘要欄に記入されていない場合又は普通徴収切替理由書を提出されていない場合は、原則特別徴収となります。

普通徴収切替理由に該当する場合には、「給与所得者異動届出書」を提出することにより、特別徴収から普通徴収へ変更することができます。なお本人の希望等による普通徴収への変更はできません。

【令和8年度からの変更点】普通徴収B(他の事業所で特別徴収)や普通徴収C(給与が少なく税額が引けない、又は個人住民税が非課税となる者)と記載いただいたとしても、課税状況により特別徴収として通知される可能性がございます。

④ 納入書以外の納入方法を知りたい

地方税共通納税システムや地方税納入サービスがございます。(1頁を参照)
地方税共通納税システムについては地方税共同機構のホームページをご覧ください。
地方税納入サービスについてはお使いの金融機関に直接お問い合わせください。

⑤ 特別徴収税額はコンビニ納付や口座振替にしたい

特別徴収税額は変動が生じやすいことから、コンビニ納付や口座振替には対応しておりません。お手数ですが、納入書をお使いいただくか、地方税共通納税システムや地方税納入サービスを利用ください。

⑥ 従業員から普通徴収を特別徴収に切り替えたい旨の申し出があった

特別徴収切替届出(依頼)書を提出してください。ただし、普通徴収の納期限が過ぎたものは切り替えることが出来かねますのでご注意ください。

⑦年の途中で従業員が引っ越しをした

市民税課への届け出は必要ありません。令和8年1月1日現在で市川市に居住されていた場合、令和8年度の市民税・県民税は市川市に納めていただく必要があります。

⑧ 納入したはずなのに督促状が届いた

主な理由として以下の可能性が考えられます。

○納入金額に誤りがある。
(税額変更による納入金額の訂正漏れ、納入月誤り、他市区町村へ誤って納入など)
内容を確認の上、納め忘れの場合は速やかにご納入ください。

○退職者・休職者の「給与所得者異動届出書」に提出漏れがある。
速やかに「給与所得者異動届出書」のご提出をお願いします。

原因がわからない場合には市民税課 特別徴収担当までご連絡ください。

(☎047-712-8664 市民税課 特別徴収担当)

⑨ 税額を誤って納入してしまった

○多く支払ってしまった場合

納期未到来分に充当又は還付が可能になります。ご希望の際はご連絡ください。

○少なく支払ってしまった場合

当初に発送した予備の納入書または、本手引に掲載の納入書を使って納めてください。次回の納入の際に、納入金額を増額し、差額の充当を希望する場合には、必ず市民税課へご連絡が必要となりますのでご注意ください。また事前に連絡をいただいても納期限を超過して納入すると延滞金の計算が始まるほか、督促状を発送することがあります。

⑩すでに提出している給与支払報告書や異動届出書の内容を訂正したい

訂正分だとわかるように朱書きして、提出してください。電話のみでの訂正には対応できませんのでご注意ください。

⑪ 納入書の納付期限が過ぎてしまった

そのままご使用いただけます。ただし、納期限を超過して納入すると、延滞金が加算される場合があります。

【税制改正に関すること】

税制改正に関する詳細は、公式Webページよりご確認ください。
市川市HP (<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/3884.html>)



◇市民税・県民税・森林環境税の特別徴収と納入

【特別徴収とは】

給与支払者(特別徴収義務者)が、受給者(納税義務者)に支払う毎月の給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、市町村へ納入していただく制度です。特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている、各納税義務者の「月割額」を給与から徴収してください。年税額が5,000円以下の場合、最初の徴収月の給与から全額を徴収することとなります。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

| 特別徴収税額 | | | 課税人員 | | 非課税人員 | |
|--------|----|-----|------|-----|-------|-----|
| 月 | 人数 | 納付額 | 人数 | 納付額 | 人数 | 納付額 |
| 6月分 | | | 1月分 | | | |
| 7月分 | | | 2月分 | | | |
| 8月分 | | | 3月分 | | | |
| 9月分 | | | 4月分 | | | |
| 10月分 | | | 5月分 | | | |
| 11月分 | | | 6月分 | | | |
| 12月分 | | | 7月分 | | | |
| 1月分 | | | 8月分 | | | |
| 2月分 | | | 9月分 | | | |
| 3月分 | | | 10月分 | | | |
| 4月分 | | | 11月分 | | | |
| 5月分 | | | 12月分 | | | |

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

| 受給者 | 給与支払者 | 特別徴収税額 | 月割額 |
|------|-------|--------|-----|
| 氏名 | 氏名 | 金額 | 金額 |
| 住所 | 住所 | 金額 | 金額 |
| 電話番号 | 電話番号 | 金額 | 金額 |
| 氏名 | 氏名 | 金額 | 金額 |
| 住所 | 住所 | 金額 | 金額 |
| 電話番号 | 電話番号 | 金額 | 金額 |

各納税義務者の月割額

【納期限について】

受給者(納税義務者)から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日(土曜日、日曜日、祝日等で金融機関が休業のときは、翌営業日)までに納入してください。

※給与所得者に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の納入が確認できない場合には受給者(納税義務者)の納税証明書等が発行できなくなりますので、納期限内の納入をお願いいたします。

【特別徴収税額の変更】

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」をお送りいたしますので、変更後の月割額での徴収をお願いいたします。

なお、その場合でも変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、納入書の金額を訂正して使用してください。(3頁記入例参照)

【納入方法】

徴収した月割額については以下の方法で納入してください。

①納入書での納入

市役所、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。(納入を取り扱う金融機関については2頁参照)

②インターネットで電子納税

eLTAX(エルタックス)の地方税共通納税システムを利用し、個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収分、退職所得分)等を複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することができます。地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、手数料無料で自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて納税が可能です。eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)の「よくあるご質問」をご覧ください。

エルタックス

検索

③その他

金融機関独自の地方税納入サービス等を利用される場合の市川市の情報は以下の通りです。
市町村コード：122033
加入者名：市川市会計管理者
口座番号：00150-6-960379
サービスの詳細については、お使いの金融機関に直接お問い合わせ下さい。

【納期限後の納入について】

納期限の翌日から1月間は年7.3%(当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。)に年1%の割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合))、その後は納付の日まで年14.6%(当該期間のうち平成26年1月1日以後の期間については、当分の間、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として納入していただきます。

令和8年中の延滞金の割合

| | | 令和8年 | 特例の算出式 | 本則 |
|-----|------------------------------|------|----------------|-------|
| 延滞金 | 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 | 2.4% | 延滞金特例基準割合+1.0% | 7.3% |
| | 納期限の翌日から1か月を経過した日から納入の日までの期間 | 8.7% | 延滞金特例基準割合+7.3% | 14.6% |

詳しい金額等につきましては市川市 納税・債権管理課までお問合せください。
☎047-712-8653

【納入を取り扱う金融機関】

| | |
|-----------------|---------------------|
| 千 葉 銀 行 | 東 京 東 信 用 金 庫 |
| 千 葉 興 業 銀 行 | 小 松 川 信 用 金 庫 |
| き ら ぼ し 銀 行 | 中 央 労 働 金 庫 |
| 京 葉 銀 行 | 市 川 市 農 業 協 同 組 合 |
| 東 京 ベ イ 信 用 金 庫 | ゆ う ち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局 |
| 朝 日 信 用 金 庫 | |

取扱金融機関は、令和8年4月1日現在のものです。そのため、今後の金融機関の合併等に伴い、名称が変更になることがあります。

東京・山梨・千葉・埼玉・神奈川・茨城・栃木・群馬の各都県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、「郵便局指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

「郵便局指定通知書」は市川市のホームページからダウンロードして使用してください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/5215.html>

市川市 郵便局指定通知書

検索

◇納入書の取り扱いと記入事項

市川市では市民税・県民税・森林環境税特別徴収の納入書にOCR(光学文字読み取り装置)用の用紙を採用し、直接機械で処理しますので、下記事項にご配慮のうえ、お取り扱いいただきますようお願いいたします。

【OCR納入書の取り扱いについてお願い】

- ① 送付いたしました3連の用紙のうち、右側の納入済通知書の用紙は、直接機械で処理しますので、汚したり、破損したりしないようお願いいたします。
- ② 納入書には月々の納入金額が印字されており、そのまま金融機関で納入できませんが、退職・転勤等により納入金額に変更が生じた場合は、お手数ですが、次頁の「OCR納入書の記入例」を参照のうえ、金額を訂正して納入してください。
- ③ 納入金額の確認は指定番号で行いますので、特別徴収義務者の名称・所在地に変更があった場合でも納入書の訂正は必要ありませんが、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」は速やかに提出してください。

【記入するときの注意点】

- ① 記入は黒のペンを使用してください。
- ② 訂正は3連用紙について同様に行ってください。
- ③ 退職所得に係る市県民税のみを納入する場合または書き損じた場合は、予備の用紙(納入書の束の後ろ2枚・こちらの手引きにも同封あり)を使用してください。
- ④ 退職所得に係る市県民税を納入する場合は、3連用紙裏面の納入申告書にも記載をしてください。(7頁記入例参照)

◇納税義務者の転勤・退職に伴う手続き

給与所得者異動届出書の提出

受給者(納税義務者)が退職、転勤、休職、死亡等により給与の支払いを受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

給与所得者異動届出書はこの冊子に2枚綴ってありますので、コピーしてお使いください。(記入については、8頁～11頁参照)

※提出した異動届出書に誤りがあった場合は、正しい異動届出書を作成していただき「訂正分」と欄外に朱書きの上、速やかに市民税課へ提出してください。受給者(納税義務者)にも訂正がある旨を連絡してください。

【特別徴収継続】8頁 記入例1

転勤または転職の場合で、引き続き特別徴収を希望される場合は、新しい勤務先を経由して「給与所得者異動届出書」を提出してください。なお、「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。

合併に伴い指定番号を変更して特別徴収を継続する場合、特別徴収税額の有無にかかわらず、受給者(納税義務者)全員について「給与所得者異動届出書」を提出してください。

【一括徴収(残りの税額をまとめて徴収して納入)】9頁 記入例2

1月1日から4月30日までの間に退職された方の残りの税額については、一括徴収することが義務づけられています。一括徴収した場合についても、「給与所得者異動届出書」を提出してください。

納入にあたり、納入書の納入額を変更する必要があります。(記入方法の詳細は、3頁参照。)

退職後に海外転出することが判明している場合は、12月31日までに退職された場合についても一括徴収にご協力ください。(詳細は、5頁参照。)

※死亡による退職の場合は、一括徴収せず普通徴収への切替として異動届を提出してください。未支給の給与や死亡退職金手当等は、相続人に支払われることになるため一括徴収の要件には該当せず、未支給の給与等の額が未徴収税額を超えていても一括徴収することはできません。

【普通徴収への切替】10頁 記入例3

一括徴収または特別徴収継続以外の場合は、普通徴収(納税義務者が直接納付する方法)となります。なお、受給者(納税義務者)の希望による普通徴収への切替はできません。

給与支払者(特別徴収義務者)の休業・解散等に伴い特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収税額の有無にかかわらず、受給者(納税義務者)全員について「給与所得者異動届出書」を提出してください。

死亡退職の場合は、「異動の事由」を「5 死亡」とし、相続人代表者が判明している場合は、相続人代表者欄をご記入ください。

【給与支払報告書の提出先が誤っていた場合】11頁 記入例4

給与支払報告書の提出後に、1月1日現在の住所が市川市以外であったことが判明した場合は、「給与所得者異動届出書」に住所誤報であることを明記し、速やかに市川市に提出してください。また、正しい住所地の市区町村へ給与支払報告書を提出してください。

【令和8年度の給与支払報告書提出後、令和8年5月31日までに給与所得者に異動が生じた場合】

給与支払報告書(令和7年中の支払分)を該当市町村に提出した後、令和8年5月31日までの間に、受給者(納税義務者)に異動が生じた場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、当該受給者(納税義務者)の給与支払報告書を提出した市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出してください。

このとき、令和7年度に特別徴収の対象となっている方で、転居等により受給者(納税義務者)の令和7年1月1日現在の住所地と令和8年1月1日現在の住所地が異なる場合、令和7年度と令和8年度の課税市区町村が異なるため、両方の市区町村へ「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

例:令和7年10月に市川市から船橋市へ転居、令和8年2月28日に退職した場合

| 年度 | 異動届出書提出先 | 提出期限 |
|-----|----------|-----------|
| 7年度 | 市川市 | 令和8年3月10日 |
| 8年度 | 船橋市 | 令和8年3月10日 |

【手続きについての注意点】

- ① 受給者(納税義務者)が退職されても、納入書を受給者(納税義務者)へ渡さないでください。事業所から「給与所得者異動届出書」を受理した後、市役所から受給者(納税義務者)宛に別途納税通知書を送付いたします。
- ② 特別徴収税額に変更が生じた場合、再度納入書は発行いたしません。既存の納入書に印字されている税額を訂正してください。

給与所得者異動届出書のほか、特別徴収切替依頼書、所在地等変更届出書、退職手当等に係る市民税・県民税納入申告書はeLTAXで提出できます。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。
<https://eltax.custhelp.com/>



【受給者(納税義務者)が出国する場合】

賦課期日(1月1日)に市川市に住民登録があり、前年中の所得がある方は、市民税・県民税・森林環境税が課税されるため、年度の途中に海外転出した場合も、その年度の市民税・県民税・森林環境税は納めていただくことになります。

1月1日以降5月末の間は、新年度の税額決定通知書(納税通知書)が届いていない期間ではありますが課税される可能性がございますので、受給者(納税義務者)より直接市民税課へご連絡いただきますようお願いいたします。

1. 納税通知書が送付された後に海外転出する場合

海外転出前の納付方法により、以下のとおり市民税・県民税・森林環境税の手続きが異なります。

(1) 市民税・県民税・森林環境税が特別徴収(給与から天引き)されている場合

受給者(納税義務者)に当てはまる納付方法を次の中から選んで、市民税・県民税・森林環境税を納付してください。

(ア) 海外転出後も残税額の給与天引きが継続できる場合

引き続き勤務先を通して市民税・県民税・森林環境税が納付されますので、受給者(納税義務者)の手続きは不要です。

(イ) 海外転出時に残税額を給与から一括で天引きする場合

一括納付できる場合は、勤務先から市民税課へ給与所得者異動届出書の提出が必要です。一括納付ができない場合は、(2)の普通徴収の納付方法で納付してください。

(ウ) 海外転出後は残税額の給与天引きが継続できない場合

海外転出後に市民税・県民税・森林環境税の給与天引きができない場合は、(2)の普通徴収の納付方法で納付してください。

(2) 市民税・県民税・森林環境税を普通徴収で納付する場合

勤務先から、市民税課へ給与所得者異動届出書を提出いただき、普通徴収へ切り替えたのち次の中から納付方法を選んで、市民税・県民税・森林環境税を納付してください。

(ア) 納税管理人による納付

納税義務者に代わって税金を納付する人(納税管理人)を定める方法です。「納税管理人等申告書」を市民税課へ提出してください。

(イ) 口座振替

指定された口座から市民税・県民税・森林環境税を自動引き落としする方法です。「口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。口座振替依頼書を提出されてから自動引き落としができるようになるまでに1~2か月かかります。

口座振替についての詳細は下記のURLをご確認ください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/4113.html>

(ウ) 納入書で納付

納入書を発行しますので、市民税課へお問い合わせください。

2. 納税通知書が送付される前に海外転出する場合

新年度の市民税・県民税・森林環境税の税額のお知らせは、特別徴収であれば5月中旬、普通徴収であれば6月上旬~中旬の納税通知書の送付をもって行います。納税通知書の送付までに日本へ帰国されない場合は、納税管理人を指定していただくか予定納税をしていただく必要がございます。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

◇ 普通徴収から特別徴収への切替手続き 12頁

普通徴収の方が新たに就職し、特別徴収を希望される場合は、この冊子に綴ってある「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出してください。

◇ 所在地・名称変更に伴う手続き

特別徴収義務者の所在地(送付先)・名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を記入し、提出してください。

※所在地(送付先)・名称に変更があった場合でも、納入書に印字してあります所在地(送付先)・名称を訂正していただく必要ありません。(納入の確認は特別徴収義務者指定番号で行っております。)

◇ 納期の特例について

【制度概要】

給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業者を対象とした制度で、通常毎月行う住民税の納付を年2回に分けて納入できます。

承認を受けた場合、

6月から11月分までの特例徴収税額は12月10日まで

12月から翌年5月分までの特例徴収税額は翌年6月10日まで

【申請手続き】

この冊子に綴ってある「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を適用を受けようとする月の20日までに提出してください。

申請書記入内容

- ・特別徴収義務者の所在地、名称、代表者氏名
- ・特別徴収義務者指定番号
- ・特例の開始を希望する年月
- ・申請日前6か月間の従業員数と給与支払額

承認された場合、承認通知が発送され、特例が適用されます。

承認後は次年度以降の申請書提出は不要です。

【納期の特例の解除】

特例が適用された後、従業員数が常時10人以上となった場合や、その他の理由で納期特例の取消しを求める場合には、速やかに「納期の特例要件欠格届出書」を提出してください。

※ここでの「事業所の従業員数」とは、特別徴収対象者の人数ではなく、全従業員の数指します(臨時に雇用した従業員は除外されます)。

各種書類については市川市のホームページからダウンロードして使用してください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/5215.html>

◇ 特別徴収推進について

個人住民税の特別徴収(給与天引き)は、原則すべての事業主の義務であり、令和4年度時点で約9割の事業者が実施しています。しかしながら、残りの1割の事業主は実施しておらず、千葉県および県内市町村では、事業者訪問を実施するなど特別徴収の徹底を図っております。従業員の普通徴収による払い忘れが発生し、滞納となった場合、従業員の給与・預金・不動産等の差押え等の滞納整理を行うこととなりますが、給与差押えの際には、事業主の事務負担にもなっています。引き続き特別徴収へのご理解・ご協力をお願いいたします。

◇退職手当等に対する市民税・県民税の手続き

【退職手当等に係る市民税・県民税の徴収と納入について】

退職手当等に係る市民税・県民税は、毎月給与から差引きしている市民税・県民税・森林環境税とは区別して計算します。

退職手当等の特別徴収義務者(事業所)は、退職手当等の支払いをする際、退職手当等に係る市民税・県民税の合計額を徴収し、徴収した月の翌月の10日(休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日)までに、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における納税義務者(退職者本人)の住所地の市区町村に納入することとされています。

【退職手当等に係る税額の算出】

退職手当等に係る市民税・県民税については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引(令和4年1月1日以降適用)」を参照してください。手引をお持ちでない方は、最寄りの市区町村へお問い合わせください。

【提出書類について】

退職手当等の支払いを行った場合は、下記書類をご提出ください。

1.退職所得の特別徴収票

令和8年1月1日以降に支払う退職手当等について、よりすべての受給者(退職者)の特別徴収票の市区町村への提出が課税の有無にかかわらず必須となりました。

2.市民税・県民税 納入申告書

退職手当等に係る市民税・県民税が課税される場合は納入書の裏面にある市民税・県民税納入申告書に必要項目を記載し、金融機関に提出してください。

※個人事業主のかたが納入申告書を提出する場合や同じ納入書で3名以上の納入をする場合は別途「退職所得に係る分の市民税・県民税納入申告書」を記入し、市民税課へ提出してください。下記ホームページからダウンロードいただけます。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/5215.html>

【退職手当等の記入例(納入済通知書の裏面)】

| 市民税 納入申告書 | | | |
|---|---------------|--------------------|---------------|
| 市川市長 | | | |
| 令和 9 年 3 月 10 日 提出 | 令和 9 年 2 月 分 | 人員 | 1 人 |
| 退職手当等支払金額 | | 円 | 8 0 0 0 0 0 0 |
| 特別徴収税額 | 市民税 | 円 | 6 0 0 0 0 |
| | 県民税 | 円 | 4 0 0 0 0 |
| 地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 | | | |
| (特別徴収義務者) 平 | 272-8501 | (受付印) | |
| 住所又は所在地 | 市川市八幡1-1-1 | | |
| 電話番号 | 047-334-1111 | | |
| 氏名又は名称 | 株式会社 市川市 | | |
| 法人番号 | 6000020122033 | | |
| 納税義務者別の内訳 | 1月1日の住所 | 市川市末広1-1-31 | 退職手当等支払金額 |
| | 氏名 | 末広 A郎 | 市民税 |
| | 退職手当等支払日 | R9年2月28日 勤続年数 15 年 | 県民税 |
| | 1月1日の住所 | | 円 |
| 氏名 | | 円 | |
| 退職手当等支払日 | | 円 | |

対象となる納税義務者の人数を記入してください。

納入する市民税・県民税の金額は百円未満の端数は切捨てです。

特別徴収義務者の住所(所在地)、電話番号、氏名(名称)を記入してください。

退職所得に係る市民税・県民税の納入対象者が3名以上いる場合には、個人別の内訳がわかる書類を別途送付してください。

【注意事項】

・納税義務者(退職者本人)が年の途中で転出された場合の納入先は、給与分の納入先の市区町村と異なる場合がありますので注意してください。

例: 令和8年10月31日に、市川市から千葉県船橋市へ転出し、令和9年3月31日に退職した場合

| 税目 | 納入先 |
|-----------------------------|-----|
| 令和8年度給与と所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 | 市川市 |
| 退職手当等に係る市民税・県民税 | 船橋市 |

・納入は給与分と同時にできますが、退職所得分のみを納入される場合は、予備の用紙またはこの冊子に綴ってある納入書を使用してください。

記入例2 一括徴収の場合

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|----------------|--------------------|-----------|---------------------|----------|-------|--|---|----------------------|-------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|------------|----|-------------------------------|
| 市川市長 ○年○月○日提出 | 所在地 (住所) | (〒 272 - 0021) | | | | | | | | | | 特別徴収義務者指定番号 | 1.現年度 932164 | 2.新年度 宛名番号 | 3.両年度 1 | | |
| | フリガナ | カブシキガイシャ イチカワショウジ | | | | | | | | | | 担当者 | 所属 | 人事課給与係 | | | |
| | 名称 (氏名) | 株式会社 市川商事 | | | | | | | | | | 連絡先 | フリガナ | オオカシラ ビーゴ | | | |
| | 法人番号 (個人番号) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 電話 | (047)-XXXX-XXXX (内線 1234) |
| 給与所得者 | | (ア)特別徴収税額 (年税額) | (イ)徴収済額 | (ウ)未徴収税額 (ア)-(イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収 | 1月1日以降の退職時までの給与支払額 | 退職手当等の支払額 (支払予定額) | 1月1日現在の住所 | | 控除社会保険料額 | 勤続年数 | | | | |
| フリガナ | イチカワ エーロウ | | | | | | | | | 氏名 | 市川 A郎 | | | | | | |
| 氏名 | 市川 A郎 | | | | | | | | | 生年月日 | S・H ○○年○○月○○日 | | | | | | |
| 個人番号 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | 市川市未広〇丁目 △-× | | 120,000 円 | 30,000 円 | 90,000 円 | 8月31日 | 1 退職 2 転勤 3 合併 4 休職・長欠 5 死亡 6 会社解散 7 その他 8 住所誤報 | 2 1. 特別徴収継続(転勤) 2. 一括徴収 (未徴収税額を事業所が本人から徴収し一括納入) 3. 普通徴収 (後日、市役所から本人宛に納付書を送付します) | 1,234,567 円 | 5,400,000 円 | 93,210 円 | 20 年 | | | | | |

1.特別徴収継続の場合

----- 指定番号の登録がない場合は、○をつけてください。

| | | | | | | |
|--|-------------|----------|------------------|----------------------------|---------------|-------|
| 給与支払者 (特別徴収義務者) | 新しい勤務先のフリガナ | (〒 -) | 新しい勤務先の特別徴収義務者番号 | 新規 | 担当者連絡先 | 所属 |
| | 氏名 | | 勤務先では月割額 | 円を | フリガナ | |
| | 個人番号 | | 月分から徴収し納入します。 | | 氏名 | |
| | | | | | 電話 | (内線) |
| 受給者番号(任意) | | | 徴収予定額(上記(ウ)と同額) | | 左記の一括徴収した税額は、 | |
| 1. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の届出がないため 右から番号を記入 | | 9 月 20 日 | 90,000 円 | 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します | | |

8月末で退職した給与所得者の残りの税額を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 120,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 30,000円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 90,000円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

3.普通徴収の場合

| |
|--|
| 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の届出がないため |
| 2. 異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 右から番号を記入 |

※死亡退職の場合 相続人氏名等

| | | | |
|----|--|----|--|
| 氏名 | | 住所 | |
| 続柄 | | 電話 | |

備考欄

一括徴収した税額を何月分で納入するかを記入してください。
 1月以降の退職の場合は原則一括徴収となります。

記入例4 住所誤報の場合

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------|---|-----------------|----------|------------------|-------|--|-------------------------------------|-----------------------|------------------|-------------|-----------------------------|--------|-----------|
| 市川市長 ○年○月○日提出 (特別徴収義務者) | 所在地(住所) | (〒 272 - 0021) | | | | | | | | | | 1.現年度 | 2.新年度 | 3.両年度 | |
| | フリガナ | カブシキガイシャ イチカワショウジ | | | | | | | | | | 特別徴収義務者指定番号 | 932164 | 宛名番号 | 1 |
| | 名称(氏名) | 株式会社 市川商事 | | | | | | | | | | 担当者連絡先 | 所属 | 人事課給与係 | |
| | 法人番号(個人番号) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載 | フリガナ | オオカシワ ビーゴ |
| フリガナ | | イチカワ エーロウ | | (ア) 特別徴収税額(年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) | 異動年月日 | 異動事由 | 異動後の未徴収税額の徴収 | 1月1日以降の退職時までの給与支払額 | 退職手当等の支払額(支払予定額) | | | | |
| 氏名 | 市川 A郎 | | | | | | | 1 退職 2 転勤 3 合併 4 休職・長欠 5 死亡 6 会社解散 7 その他 8 住所誤報 | 1. 特別徴収継続(転勤) 2. 一括徴収 3. 普通徴収 | | | | | | |
| 生年月日 | (S)・H 〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | | | | 右から番号を記入 | 右から番号を記入 | 未徴収税額を事業所が本人から徴収し一括納入 | 控除社会保険料 | 勤続年数 | | | |
| 個人番号 | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | 誤った住所を上段(1月1日現在の住所欄) 正しい住所を下段(異動後の住所欄)に記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | 市川市未広〇丁目 △-× | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与支払を受けなくなった後の住所 | 東京都中央区銀座〇丁目 △-× | | | | | | | | | | | | | | |

1.特別徴収継続の場合

指定番号の登録がない場合は、○をつけてください。

| | | | | | | |
|-----------|----------------|--------|----------------------|----|-----------|------------|
| (特別徴収義務者) | 新しい勤務先の所在地(住所) | (〒 -) | 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 | 新規 | 担当者連絡先 | 所属 |
| | フリガナ | | | | フリガナ | |
| | 名称又は氏名 | | 新しい勤務先では月割額 _____ 円を | | 氏名 | |
| | 個人番号又は法人番号 | | _____ 月分から徴収し納入します。 | | 電話 | (内線 _____) |
| | | | | | 受給者番号(任意) | |

2.一括徴収の場合

| | | | | |
|--------------------------|--|--------|-----------------|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1.異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため | 徴収予定月日 | 徴収予定額(上記(ウ)と同額) | 左記の一括徴収した税額は、 |
| <input type="checkbox"/> | 2.異動が令和 _____ 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため | 月 日 | 円 | _____ 月分(翌月10日納入期限分)で |
| | 右から番号を記入 | | | _____ 円 納入します |

3.普通徴収の場合

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 1.異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため |
| <input type="checkbox"/> | 2.異動が令和 _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため |
| | 右から番号を記入 |

※死亡退職の場合 相続人氏名等

| | | | |
|----|--|----|--|
| 氏名 | | 住所 | |
| 続柄 | | 電話 | |

備考欄

| | | |
|--------|----|--|
| 市役所記入欄 | 添付 | <input type="checkbox"/> 全 <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 青 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> 督 その他() |
| | 区分 | 現 <input type="checkbox"/> 基なし <input type="checkbox"/> 資なし 新 <input type="checkbox"/> 基なし <input type="checkbox"/> 資なし |
| | 税訂 | <input type="checkbox"/> 有 通知日() |

【普通徴収から特別徴収への切替】

1期分の納期限が経過しているため、
2期分以降を8月分から切替える場合

特別徴収切替届出(依頼)書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------------|----------------------------------|-------------------------|---|----|---|-----|---|--|---|---|---|---|-----------|---|----|---------------|
| 市川市長 | | (住所) | 272-0021) 市川市八幡〇丁目 △-× | | | | | | | | | | 特別徴収義務者 指定番号 <small>※番号不明の場合、記入不要</small> | 932164 | 新規 | | |
| 〇年〇月〇日提出 | | (フリガナ) | カブシキガイシャ イチカワシヨウジ | | | | | | | | | | 係 | 人事課給与係 | | | |
| | | (名称氏名) | 株式会社 市川商事 | | | | | | | | | | | オオガシワ ビーコ | | | |
| | | (代表者の職氏名) | 市川 A郎 | | | | | | | | | | | 大柏 B子 | | | |
| | | (法人番号(個人番号)) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 電話 | 047-xxxx-xxxx |
| 給 与 所 得 者 届 出 | (フリガナ) | ギョウトク シーロウ | | | | | 旧 姓 | | 普通徴収分 通知書番号 | 98765 | | | | | 口座振替の有無 <small>(有) (無)</small> | | |
| | (氏名) | 行徳 C郎 | | | | | | | 左記の者の市県民税の | 2 | | | | | 普通徴収 第1期から第4期のうち、 切替を希望する期をご記入ください。 | | |
| | (生年月日) | S・H | 〇〇 | 年 | 〇〇 | 月 | 〇〇 | 日 | 8 | 月分(9 月10日納期限)から納入します。 | | | | | | | |
| | (1月1日現在の住所) | (〒 272-0111) | 市川市妙典〇丁目 △-× | | | | | | | ※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができません。本人が納付するようお伝えください。 ※徴収開始月は下記のスケジュールを参照してください。 | | | | | 届出書受理から税額決定(変更)通知の発送まで、通常2週間から1か月程度かかります。 納期限は翌月の10日となりますので、開始希望月は下記の「特別徴収切替スケジュール」を参照してご記入ください。 | | |
| (現在の住所) | (〒) | ※ 1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください | | | | | | | 月割額の連絡 <small>必要な場合のみ記入してください</small> | 月 日 | | | | | | | |
| | | 課税年度の1月1日の住所を記入してください。 | | | | | | | 受給者番号(任意) | | | | | | | | |
| | | 個人の特定に重要ですので、氏名と生年月日は正確にご記入ください。 | | | | | | | | | | | | | | | |

新規の場合は〇をつけてください

【添付書類】

◎ 納期未到来の普通徴収の納付書(二重納付を防ぐため、特別徴収へ切り替える対象の納付書を添付してください。)
※ すでに納付済みの分や、口座振替が設定されている場合は添付不要です。

【注意事項】

1. 誤読防止のため、「給与支払者の名称」、「担当者の氏名」及び「給与所得者の氏名」の項目には必ずフリガナを記入してください。
2. 給与所得者が、普通徴収税額を金融機関の口座振替による納税を選択していた場合は、「口座振替の有無」の項目で「有」を〇で囲み、普通徴収分の納期限の20日前までにご提出ください。
3. 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができません。本人が納付するようお伝えください。
4. 特別徴収開始予定月が未記入の場合、市が指定する月から特別徴収を開始します。
5. 65歳以上の方については、公的年金収入に係る税額を、給与からの特別徴収に追加することはできません。
6. 前職で退職手続きが完了していない場合など、徴収開始予定月のご希望に添えない場合があります。
7. 用紙が不足した場合には、必要に応じてコピーしてご利用ください。

| 届出書提出期限 | 開始希望月 | 届出書提出期限 | 開始希望月 | 届出書提出期限 | 開始希望月 |
|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 5月末 | 7月分 | 8月末 | 10月分 | 11月末 | 1月分 |
| 6月末 | 8月分 | 9月末 | 11月分 | 12月末 | 2月分 |
| 7月末 | 9月分 | 10月末 | 12月分 | 1月末 | 3月分 |

【提出先】

〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1 市川市役所 財政部 市民税課

| | | | | |
|--------|-------|--|-------|---|
| 市役所記入欄 | 納付書添付 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 (期 ~ 期) | その他添付 | <input type="checkbox"/> 納通 |
| | 区分 | <input type="checkbox"/> 基なし ・ <input type="checkbox"/> 資なし ・ <input type="checkbox"/> 他社特 | | <input type="checkbox"/> 領収証 (期 ~ 期) |
| | 処理確認 | 全特: 口座: | | <input type="checkbox"/> その他 () |

特別徴収切替届出(依頼)書

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------|------|---|------------|--|---|---|-------------------------------|
| 市川市長 年 月 日提出 | | 所在地 (住所) | (〒) | | | | 特別徴収義務者 指定番号 <small>※番号不明の場合、記入不要です</small> | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> | |
| | | フリガナ | | | | | 担当者 連絡先 | | |
| | | 名称 (氏名) | | | | | | | 課・係 |
| | | 代表者の 職氏名 | | | | | | | フリガナ |
| | | 法人番号 (個人番号) | | | | | | 氏名 | |
| | | | | | | | | 電話 | |
| 給 与 所 得 者 | フリガナ | | | | 旧 姓 | | | 普通徴収分 通知書番号 | 口座振替の有無 <small>有・無</small> |
| | 氏 名 | | | | | | 左記の者の市県民税の <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 期から4期までを <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 月分(_____ 月10日納期限)から納入します。 <small>※普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができません。 ※徴収開始月は下記のスケジュールを参照してください。</small> | | |
| | 生年月日 | S・H | 年 | 月 | 日 | | | | |
| | 1月1日現在の住所 | (〒) | | | | | | | |
| | 現在の住所 | (〒) ※ 1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください | | | | 月割額の連絡 <small>必要な場合のみ記入してください</small> | 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します | | |
| 届出理由 | <input type="checkbox"/> 本人からの申し出 <input type="checkbox"/> 入社 <input type="checkbox"/> その他() | | | | 受給者番号 (任意) | | | | |

新規の場合は○をつけてください

【添付書類】

◎ 納期未到来の普通徴収の納付書(二重納付を防ぐため、特別徴収へ切り替える対象の納付書を添付してください。)
 ※ すでに納付済みの分や、口座振替が設定されている場合は添付不要です。

【注意事項】

- 誤読防止のため、「給与支払者の名称」、「担当者の氏名」及び「給与所得者の氏名」の項目には必ずフリガナを記入してください。
- 給与所得者が、普通徴収税額を金融機関の口座振替による納税を選択していた場合は、「口座振替の有無」の項目で「有」を○で囲み、普通徴収分の納期限の20日前までにご提出ください。
- 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができません。本人が納付するようお伝えください。
- 特別徴収開始予定月が未記入の場合、市が指定する月から特別徴収を開始します。
- 65歳以上の方については、公的年金収入に係る税額を、給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 前職で退職手続きが完了していない場合など、徴収開始予定月のご希望に添えない場合があります。
- 用紙が不足した場合には、必要に応じてコピーしてご利用ください。

| 届出書 提出期限 | 開始 希望月 | 届出書 提出期限 | 開始 希望月 | 届出書 提出期限 | 開始 希望月 |
|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 5月末 | 7月分 | 8月末 | 10月分 | 11月末 | 1月分 |
| 6月末 | 8月分 | 9月末 | 11月分 | 12月末 | 2月分 |
| 7月末 | 9月分 | 10月末 | 12月分 | 1月末 | 3月分 |

【提出先】

〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1 市川市役所 財政部 市民税課

| | | | | |
|--------|-------|--|-------|--|
| 市役所記入欄 | 納付書添付 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 (期 ~ 期) | その他添付 | <input type="checkbox"/> 納通 |
| | 区分 | <input type="checkbox"/> 基なし ・ <input type="checkbox"/> 資なし ・ <input type="checkbox"/> 他社特 | | <input type="checkbox"/> 領収証 (期 ~ 期) |
| | 処理確認 | 全特: _____ 口座: _____ | | <input type="checkbox"/> その他 () |

受付印

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の
納期の特例に関する申請書

(宛先) 市川市長

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び市川市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------------|--|--|------|---|--|--|---|--|--|----------------------|
| 所在地 (住所) | | | | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | |
| 名称 (氏名) | | | | | | | | | | | |
| 代表者 氏名 | | | | 電話番号 | - | | | - | | | |
| 法人番号 | | | | | | | | | | | 担当者 (氏名) (連絡先) |
| | | | | | | | | | | | |
| 特別徴収義務者 指定番号 | ※市町村ごとに異なります。 | | | | | | | | | | |

(連絡先)

関与税理士
署名

| 特例の適用を受けようとする税額 | 年月 | | 以後 | | の特別徴収税額 | |
|---|----|---|-------|--------|---------|---|
| | 月 | 区 | 分 | 給与支払人員 | 給与支払額 | |
| 申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※市川市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。 | 年 | 月 | (臨時人) | (円) | | |
| | 年 | 月 | 常時人 | 円 | | |
| | 年 | 月 | (臨時人) | (円) | | |
| | 年 | 月 | 常時人 | 円 | | |
| | 年 | 月 | (臨時人) | (円) | | |
| | 年 | 月 | 常時人 | 円 | | |
| 本市に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 | 年 | 月 | (臨時人) | (円) | | |
| 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日 | 年 | 月 | 常時人 | 円 | | |
| 有 | (| 年 | 月 | 日承認取消) | ・ | 無 |

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------|---|---|----|---|---|---|---|---|-------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 退職所得にかかる 市民税 県民税 納入申告書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市川市長 あて | | | | | | | | | | (受付印) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 年 月 日提出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 年 月 分 | | | | 人員 | | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職者氏名 | | | 障害該当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職した年の 1月1日の住所 | | 市川市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当等 支払日 | | | 勤続年数 | | | 年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職手当等 支払金額 | | <table border="1"> <tr> <td>十</td><td>百</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 十 | 百 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | | | | | | | | |
| 十 | 百 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別徴 収税額 | 市民税 | | <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県民税 | | <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別徴 収義務者 | 〒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住所又は 所在地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏名又は 名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入につ いて申告します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

納入する際の記入要綱

①この納入書は、給与から天引きして取めていただく個人の市・県民税・森林環境税の月割額を、納入するときに使用していただくとともに、退職手当等に係る市・県民税の所得割額もあわせて納めていただく用紙になっています。

なお、給与から天引きした月割額は「給与分」の税額欄に、退職手当等に係る所得割額は「退職所得分」の税額欄に各々記入してください。

②左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。

③退職手当等の支払いを受ける者が、市・県民税の所得割のない場合には、納入申告書の記入は必要ありません。

④障害該当欄は、100万円の退職所得控除の適用を受けた場合に、○印をつけてください。

納入を取り扱う金融機関

千葉銀行 東京東信用金庫
 千葉興業銀行 小松川信用金庫
 きらぼし銀行 中央労働金庫
 京葉銀行 市川市農業協同組合
 東京ベイ信用金庫 ゆうちよ銀行・郵便局
 朝日信用金庫

取扱金融機関は、令和8年4月1日現在のものです。そのため、今後の金融機関の合併等に伴い、名称が変更になることがあります。

東京・山梨・千葉・埼玉・神奈川・茨城・栃木・群馬の各都県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、「郵便局指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。
 「郵便局指定通知書」は市川市のホームページからダウンロードして使用してください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/5215.html>

- ※ 申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。
- ※ 退職所得に係る市・県民税の納入対象者が複数人いる場合には、納入の内訳(氏名、住所、退職手当等支金額、支払日、勤続年数、市・県民税の内訳等)がわかるものを別途送付してください。

給 与 支 払 報 告 収 入 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

| | | 1. 現年度 | | 2. 新年度 | | 3. 両年度 | | | |
|-----------------------|--------------------|------------------------|------------------------------|-------------------------|--------------|--|--|----------------------------|--------------------------|
| 市 川 市 長 | (特別徴収義務者) 給与支払者 | 所在地 (住所) | (〒 -) | | | | | | |
| | | フリガナ | | | | | | | |
| | | 名称 (氏名) | | | | | | | |
| | | 法人番号 (個人番号) | ←個人番号の記載にあたっては、左端を空欄とし右詰めで記載 | | | | | | |
| 年 月 日提出 | 特別徴収義務者 指定番号 | | | 宛名番号 | | | | | |
| | | 担 当 者 連 絡 先 | 所属 | | | | | | |
| | | | フリガナ | | | | | | |
| | | | 氏名 | | | | | | |
| | | | 電話 | (内線) | | | | | |
| 給 与 所 得 者 | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 異 動 年 月 日 | 異 動 の 事 由 | 異動後の未徴収 税額の徴収 | 1月1日以降 退職時までの 給与支払額 | 退職手当等 の支払額 (支払予定額) |
| フリガナ | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | 1 退 職 2 転 勤 3 合 併 4 休職・長欠 5 死 亡 6 会社解散 7 その他 8 住所誤報 | 1. 特別徴収 継続(転勤) | | |
| 生年月日 | S・H 年 月 日 | | | | | 右から 番号を 記入 | 2. 一括徴収 (未徴収税額を事業所が 本人から徴収し一括納入) | 控 除 社 会 勤 続 年 数 保 険 料 額 | |
| 個人番号 | | | | | | | 3. 普通徴収 (後日、市役所から本人宛 に納付書を送付します) | | |
| 1月1日 現在の住所 | | | | | | | | | |
| 給与の支払を受け なくなった後の住所 | | | | | | | | | |

1. 特別徴収継続の場合

指定番号の登録がない場合は、○をつけてください。

| | | | | | | | |
|--------------------|------------------------|--------|--|----------------------------|---------|---------------|-------|
| (特別徴収義務者) 給与支払者 | 新しい勤務先の 所在地 (住所) | (〒 -) | | 新しい勤務先の 特別徴収義務者 指定番号 | ▼ 新規 | 所属 | |
| | フリガナ | | | 新しい勤務先では月割額 _____ 円を | | フリガナ | |
| | 名称又は氏名 | | | | | 氏名 | |
| | 個人番号又は 法人番号 | | | _____ 月分から徴収し納入します。 | | 電話 | (内線) |
| | | | | | | 受給者番号 (任意) | |

2. 一括徴収の場合

| | | | |
|---|--------|---------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 ____年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 ____年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため 右から番号を記入 | 徴収予定月日 | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | 左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で _____ 円 納入します |
| | 月 日 | 円 | |

3. 普通徴収の場合

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 ____年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 ____年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 右から番号を記入 |
|--|

備考欄

| | | |
|------------|----|--|
| 市役所 記入欄 | 添付 | <input type="checkbox"/> 全 <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 青 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> 督 その他() |
| | 区分 | 現 <input type="checkbox"/> 基なし <input type="checkbox"/> 資なし 新 <input type="checkbox"/> 基なし <input type="checkbox"/> 資なし |
| | 税訂 | <input type="checkbox"/> 有 通知日() |

※死亡退職の場合 相続人氏名等

| | | | |
|----|----|----|--|
| 氏名 | | 住所 | |
| 続柄 | 電話 | | |

給 与 支 払 報 告 収 入 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

| | | 1. 現年度 | | 2. 新年度 | | 3. 両年度 | | | | |
|-------------------|-----------------|------------------|--------------|-------------------|-----------|--|-------------------------------------|----------------------------|-------------|--|
| 市 川 市 長 | (特別徴収義務者) 給与支払者 | 所在地 (〒 -) | 特別徴収義務者 指定番号 | | 宛名番号 | | | | | |
| | | フリガナ | 担 当 者 連 絡 先 | | 所属 | | | | | |
| | | 名称 (氏名) | | | フリガナ | | | | | |
| | | 法人番号 (個人番号) | | | 氏名 | | | | | |
| 年 月 日提出 | | | | | 電話 | (内線) | | | | |
| 給 与 所 得 者 | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 異 動 年 月 日 | 異 動 の 事 由 | 異動後の未徴収税額の徴収 | 1月1日以降退職時までの給与支払額 | 退職手当等の支払予定額 | |
| フリガナ | | | | | | | | 円 | 円 | |
| 氏 名 | | | | | | 1 退 職 2 転 勤 3 合 併 4 休 職・長 欠 5 死 亡 6 会 社 解 散 7 そ の 他 8 住 所 誤 報 | 1. 特別徴収 継続(転勤) | | | |
| 生年月日 | S・H 年 月 日 | | | | | 右から 番号を 記入 | 2. 一括徴収 (未徴収税額を事業所が 本人から徴収し一括納入) | 控 除 社 会 勤 続 年 数 保 険 料 額 | | |
| 個人番号 | | | | | | | 3. 普通徴収 (後日、市役所から本人宛 に納付書を送付します) | | | |
| 1月1日現在の住所 | | | | | | | | | | |
| 給与の支払を受けなくなった後の住所 | | | | | | | | | | |

1. 特別徴収継続の場合

指定番号の登録がない場合は、○をつけてください。

| | | | | | |
|-----------------|------------------------|---------------------|------|------------|----|
| (特別徴収義務者) 給与支払者 | 新しい勤務先の所在地 (住所) (〒 -) | 新しい勤務先の特別徴収義務者 指定番号 | ▽ 新規 | 所属 | |
| | フリガナ | 新しい勤務先では月割額 円を | | フリガナ | |
| | 名称又は氏名 | | | 氏名 | |
| | 個人番号又は法人番号 | | | | 電話 |
| | | | | 受給者番号 (任意) | |

2. 一括徴収の場合

| | | | |
|---|--------|------------------|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため 右から番号を記入 | 徴収予定月日 | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | 左記の一括徴収した税額は、 |
| | 月 日 | 円 | 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します |

3. 普通徴収の場合

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 右から番号を記入 |
|--|

備考欄

| | | |
|--------|----|--|
| 市役所記入欄 | 添付 | <input type="checkbox"/> 全 <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 青 <input type="checkbox"/> 納入書 <input type="checkbox"/> 督 その他() |
| | 区分 | 現 <input type="checkbox"/> 基なし <input type="checkbox"/> 資なし 新 <input type="checkbox"/> 基なし <input type="checkbox"/> 資なし |
| | 税訂 | <input type="checkbox"/> 有 通知日() |

※死亡退職の場合 相続人氏名等

| | | | |
|----|----|----|--|
| 氏名 | | 住所 | |
| 続柄 | 電話 | | |